

II 互助会等の退職時の給付等

1 一般財団法人福島県教職員互助会の給付

(1) 永年勤続リフレッシュ助成

勸奨若しくは定年退職（予定）又はその他の理由（自己都合等）で退職する会員に、次の区分により助成を行います。

区分	給付額
勤続 30 年を経過し、 <u>永年勤続表彰を受けずに退職する会員</u>	7 万円
勤続 20 年以上 30 年未満で <u>永年勤続表彰を受けずに勸奨又は定年退職する会員</u>	
上記以外の勤続 20 年以上 30 年未満で永年勤続表彰を受けずに退職する会員	3 万円

※1 永年勤続表彰を受賞している方は対象にはなりません。

※2 退職に際して上記以外に給付されるものではありません。

(2) 結婚祝金

会員であった方が退職後に結婚された場合、結婚の日が退職後 1 か月以内のときに給付します。

[MEMO] 給付金の請求・支払

該当の場合は、退職時の所属所経由で請求をしてください。

給付金は、特定口座「けやき」に振り込みますので、退職後 1 年は解約しないでください。

請求書の様式は、一般財団法人福島県教職員互助会のホームページにもあります。

ホームページアドレス <https://www.fgojokai.com>

2 一般財団法人福島県退職教職員互助会関係

一般財団法人福島県退職教職員互助会(以下「退職互助会」という。)は、退職後の医療費を給付する団体です。現職時に退職互助会に加入されていた方が、退職時に退職会員になるかどうかの選択を行います。

注) 在職中に加入されていない方が退職時に加入することはできません。

退職互助会の会員となった方の医療費助成等は下記が担当します。

照会先	住所・電話番号	事業内容
(一財)福島県退職教職員互助会	〒960-0112 福島市南矢野目道下 35-1 電話 024-555-0231 F A X 024-555-0510	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費給付事業 ・退職後の福利厚生に関する事業 ・教育文化の向上に関する事業

ホームページアドレス <http://fukushima-taikyogo.jp>